

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の改正について**平成30年6月1日以降に許可を受けた方は、行為の区域の屈曲点に標ぐい等の設置が必要となります。**

この度、砂防指定地内における行為の規制等に関する規則が下記のとおり改正されました。

記

- 1 改正の内容 許可を受けた方に対して、行為の区域を明らかにするために、行為の区域の屈曲点に標ぐい等の設置を義務付ける規定を加えるものです。ただし、知事が当該許可に係る行為の区域が明らかであると認める場合は、標ぐい等の設置は必要ありません。
- 2 施行期日 平成30年6月1日

※平成30年6月1日より前にすでに許可を受けている方は、当該許可の有効期間が満了するまでは、標ぐい等の設置は必要ありません。

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則「抜粋」

(標識等の設置)

第八条 許可を受けた者（条例第四条第一項第一号に掲げる行為のみに係る許可を受けた者を除く。）は、当該許可の有効期間中、次の各号に掲げるものを当該各号に定める箇所に設置しておかなければならない。ただし、第二号に掲げるものについては、当該許可を受けた行為の場所の区域が明らかであると知事が認める場合は、この限りでない。

- 一 当該許可を受けた旨を表示した標識（様式第五） 当該許可を受けた行為の場所の見やすい箇所
- 二 当該許可を受けた行為の場所の区域を明らかにするための標ぐいその他これに類するもの当該区域の屈曲点

2 前項の規定は、条例第五条に規定する者については、砂防指定地の指定があった日から六月間は、適用しない。